

公 募 公 告

令和8年2月5日

支出負担行為担当官
総務省中国総合通信局長 梅村 研

総務省中国総合通信局では、「令和8年度車両用燃料単価契約」について、実施者を公募します。
本公募への参加を希望される方は、下記に従い応募してください。

記

1 業務目的

総務省中国総合通信局が所有する車両への燃料供給

2 調達内容

仕様書に記載のとおり。

3 応募方法等

本契約への応募を希望する方は、以下3(3)の書類を期限までに提出してください。
仕様書は局HPに掲載するとともに、配布を希望する方には、以下のとおり配布します。

(1) 仕様書配布期間

令和8年2月5日（木）から令和8年3月4日（水）までの平日8時30分から17時00分まで

(2) 仕様書配布場所及び方法

6の「応募・照会等窓口」にて手渡し又はメール

(3) 提出書類及び提出部数

競争参加資格審査結果通知書の写し 1部

(4) 応募締切日

令和8年3月4日（水）17時00分までに、6の「応募・照会等窓口」へ提出すること。

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和7・8・9年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売（燃料類）」のA,B,CまたはDに登録され、中国地区の競争参加資格を有する者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しないものであること。
- (4) 総務省及び他府省等において、指名停止期間中の者でないこと。
ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者。

- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。

- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者。

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

5 その他

応募内容、業務内容等の詳細については、6の「応募・照会等窓口」に照会してください。

6 応募・照会等窓口

〒730-8795

広島県広島市中区東白島町19-36

総務省中国総合通信局総務部財務課

電話:082-222-3315

mail:chugoku-zaimu2@soumu.go.jp